

西武フィットネスクラブ
個人契約ロッカー利用規約の2020年3月31日改正のお知らせ

□西武フィットネス emifit 東久留米

改定前	改定後
<p>(解約手続き) 第4条 利用者は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、利用者本人が当クラブのスタッフ受付時間内に直接来場して当社所定の手続きをとるものとします。なお、利用契約は、当該手続きの完了した時をもって、終了します。</p>	<p>(解約手続き) 第4条 利用者は、自己の都合により利用契約を解約しようとする場合には、利用者本人が平日10:00から21:00、土日祝10:00~18:00までに直接来場して当社所定の手続きをとるものとします。なお、利用契約は、当該手続きの完了した時をもって、終了します。</p>
<p>(免責事項) 第11条 当社は、次の各号に掲げる事由に基づき契約ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合には、当該損害を賠償する責を負いません。</p> <p>(1) 第8条、第10条または第11条に基づき収納物品を保管等した場合 (2) 当社の過失に基づかない事由により第三者が契約ロッカーを開扉された場合 (3) 天災事変等の不可抗力による場合 (4) 司法権等の発動により関係官公署から収納物品の押収または証拠品として提出を求められた場合 (5) その他当社の責めに帰さない場合</p>	<p>(免責事項) 第11条 当社は、契約ロッカーの収納物品が滅失またはき損された場合には、当社の故意または重過失による場合を除き、当該損害を賠償する責を負いません。</p> <p>2 前項により当社が損害賠償義務を負う場合、その金額は、ロッカー一月会費の6ヶ月分を超えないものとします。</p>
<p>(改正) 第14条 当社は、必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は、全ての利用者に及ぶものとします。なお、当社は、本規約を改正・変更したときには、当クラブのホームページへの掲載等の方法により最新の規約を利用者に周知するものとします。</p>	<p>(改正) 第14条 当社は、必要に応じて利用契約およびこれに付随する細則等の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨及び改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、全ての会員等に及ぶものとします。</p> <p>2 前項による告知方法については、当クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載によるものとします。ただし、月額利用料金等料金を増額する場合（消費税率の変更に基づくものを除く。）には、登録済みの住所に別途郵送するものとします。</p>